

アフガニスタンにおける在留邦人の皆様へ

1. 3月15日時点において、アフガニスタン保健省は、ヘラート県、ダイクンディ県、サマンガン県、カピサ県及びバルフ県においてコロナウイルス感染者が発生しており、国内の累計感染者は16名となったとの発表を行いました。

2. 皆様御存知のとおり、すでに一部の国においては外国人に対して出入国制限等を課しており、民間航空会社においても減便や欠航等を実施しています。

3. したがって、当地においても、今後、当地離発着の民間航空機が欠航・減便になる可能性が排除できず、最悪の場合には出国ができなくなるおそれがあります。また、一部フライトの欠航・減便にともない、その他のフライトの予約が取りにくい状況の発生も排除されません。

4. つきましては、すでに治安情勢等を理由にアフガニスタン全土に退避勧告を発出しておりますが、在留邦人の皆様におかれましては民間航空機が通常通り運航している間に、可能な限り早期の出国を検討するようお願い申し上げます。

#### 5. 関連サイト

(1) 外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

ア 新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

イ 一般的な感染症対策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

(3) 国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

(4) 帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasesyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasesyokusya.html)

在アフガニスタン日本国大使館領事班

連絡先：0700-239-414（河西・岸岡）